



宮崎大学

University of Miyazaki

～世界を視野に 地域から始めよう～

報道発表

令和6年5月23日

各報道機関 御中

国立大学法人宮崎大学長
鮫島 浩

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本学の教育・研究・社会貢献活動についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、別紙のとおり公表します。

敬具

①問い合わせ先

宮崎大学企画総務部人事課長 守矢 浩

宮崎大学企画総務部人事課次長 梶原 嘉靖

TEL : 0985 - 58 - 2855

0985 - 58 - 7989

②発信元

宮崎大学企画総務部総務広報課

TEL : 0985 - 58 - 7114 FAX : 0985 - 58 - 2886

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和6年5月23日

本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属等
医学部附属病院 医員（男性、20歳代）
2. 処分年月日
令和6年5月23日
3. 処分内容
諭旨解雇
4. 処分に係る事案の概要
被処分者は、令和6年1月13日、宮崎大学医学部構内の女子トイレにおいて、盗撮を行った。同日、宮崎南警察署により現場確認と事情聴取が行われた。その後、4月上旬、建造物侵入、宮崎県迷惑行為防止条例違反事件として、宮崎簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。
被処分者が行った上記行為は、国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則第20条（遵守事項）に違反した行為であるため、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。
5. 経緯等
令和6年 1月13日 盗撮行為の発見、警察による現場検証・事情聴取
令和6年 4月 上旬 宮崎簡易裁判所から罰金30万円の略式命令処分
令和6年 4月 下旬 懲戒審査委員会での審査
令和6年 4月 下旬 役員会での審査
令和6年 5月23日 処分決定
6. この決定に対する学長のコメントは以下のとおりです。
本日、盗撮を行った職員に対し、懲戒処分として諭旨解雇とすることを決定し、通知しました。
本学職員がこのような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、関係の皆様にも深くお詫びいたします。
宮崎大学では法令遵守の徹底を図ってきたところですが、取り組みが不十分であったことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに職員への再教育等、再発防止に努めてまいります。